


女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-19-0001_改9
提出年月日	2021年11月15日
02-工-B-19-0001_改8(2021年11月12日提出)からの 変更箇所のみ抜粋	

VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針

目 次

1. 概要.....	1
2. 基本方針.....	2
3. 地盤の解析用物性値.....	3
3.1 設置変更許可申請書に記載された解析用物性値.....	3
3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値.....	15
3.2.1 全応力解析に用いる解析用物性値.....	15
3.2.2 有効応力解析に用いる解析用物性値.....	16
3.2.3 その他の解析用物性値.....	17
4. 極限支持力.....	23
4.1 基礎地盤（狐崎部層・牧の浜部層・改良地盤）の極限支持力.....	23
4.2 直接基礎の支持力算定式.....	30
4.3 杭基礎の支持力算定式.....	31
5. 耐震評価における地下水位設定方針.....	32
5.1 基本方針.....	32
5.2 浸透流解析.....	35
5.3 建物・構築物の耐震評価における地下水位設定.....	41
5.4 土木構造物の耐震評価における地下水位設定.....	43
6. 地質断面図.....	49
7. 地盤の速度構造.....	53
7.1 入力地震動の設定に用いる地下構造モデル.....	53
7.2 地震応答解析に用いる解析モデル.....	55
8. 地盤の液状化強度特性の代表性，網羅性及び保守性.....	56
8.1 液状化強度試験箇所の代表性及び網羅性.....	56
8.2 地盤の液状化強度特性における保守性.....	61

 : 変更箇所

5. 耐震評価における地下水位設定方針

5.1 基本方針

建物・構築物及び土木構造物は、地下水位低下設備^{*1}の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。なお、地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位^{*2}より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し、水圧の影響を考慮する。

耐震評価において参照する設計用地下水位の設定方法を表 5-1 に示す。

注記*1：地下水位低下設備と排水経路確保について

- ・防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持するため地下水位低下設備を設置する。
- ・地下水位低下設備で汲み上げた地下水は、支線排水路、敷地の北側及び南側に設置した幹線排水路から構成される屋外排水路を通じて海へ排水されることにより地下水位を一定の範囲に保持する。
- ・このうち、敷地側集水ピットから海への排水経路を構成する北側幹線排水路流末部（敷地側集水ピット（北側）、北側排水路（防潮堤横断部）及び出口側集水ピット（北側））、南側幹線排水路流末部（敷地側集水ピット（南側）、出口側集水ピット（南側）及び地盤中の連続した空洞である南側排水路（防潮堤横断部））については、基準地震動 S_s に対し機能維持することにより、排水経路を確保する（図 5-1(1)）。
- ・また、地震時においては、敷地の形状又は仮設ホースの取り付けにより、排水路流末部までの排水経路を確保する設計とする。No. 1, No. 3, No. 4 揚水井戸は、揚水井戸から敷地側集水ピットまでの排水経路が短く、支線排水路に期待せず敷地の形状により地表面を通じて敷地側集水ピットへ排水可能である。No. 2 揚水井戸は排水経路が相対的に長いため、仮設ホースの取り付けにより敷地側集水ピットへ排水する（図 5-1(2)）。
- ・地下水位低下設備の詳細は「VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針」を参照。地下水位低下設備及び地下水の排水経路を構成する屋外排水路の耐震評価方針については「VI-2-13-1 地下水位低下設備の耐震計算の方針」を参照。

注記*2：自然水位とは、地下水位低下設備等の人為的な措置の影響が含まれない地下水位を指す。O.P. +14.8m 盤は浸透流解析の境界条件として地下水位低下設備の機能を考慮している一方、O.P. +14.8m 盤以外の地下水位は地下水位低下設備の影響が含まれない。

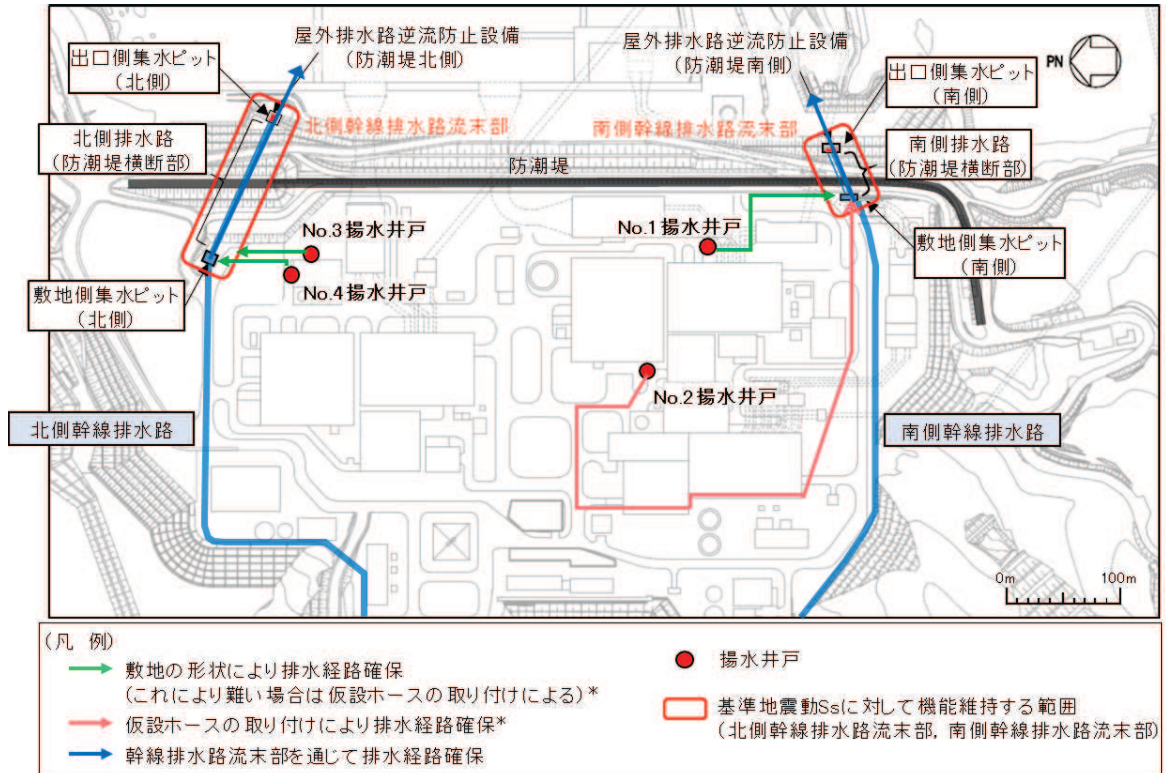
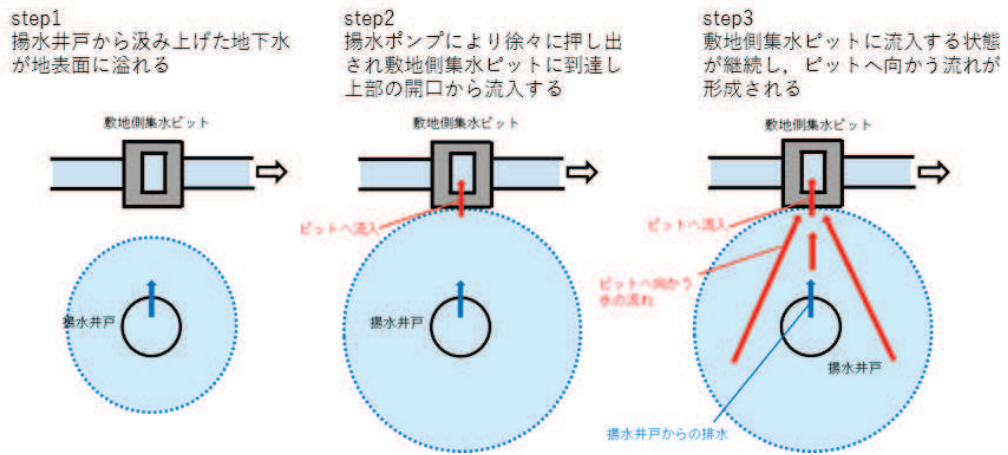
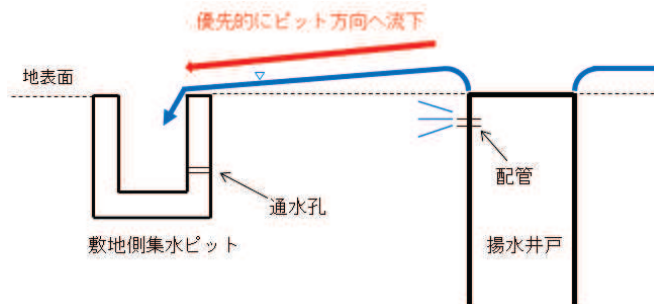


図 5-1(1) 屋外排水路の耐震性の確保範囲



a. 平面図



b. 断面図

図 5-1(2) 敷地の形状により地表面を通じて排水する考え方